

南丹市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

改定 令和 5 年 3 月

改定 令和 4 年 3 月

策定 平成 3 1 年 3 月

南丹市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）以下、「法」という。）の改正法が平成 2 8 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

南丹市においては、平地と中山間地域が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっていることから、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間地域では担い手不足が深刻化、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら活力ある農業・農村を築くため、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」を一体的に推進するため、南丹市農業委員会の指針として、具体的目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する京都府の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する南丹市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
当初 (平成31年2月)	2,850ha	8.0ha	0.28%
現状 (令和4年3月)	2,822ha	5.6ha	0.19%
到達目標 (令和7年4月)	2,817ha	3.2ha	0.11%

※数値の考え方

当初目標設定時「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画」における現状(平成31年2月現在)遊休農地面積8ha、目標設定において5年後までに5割の遊休農地・耕作放棄地を解消するとして遊休農地の発生防止目標を踏襲し到達目標を設定した。(8ha÷10年=0.8ha/1年減)

現状の管内の農地面積(A)は、農地台帳面積を記入し、到達目標で△5haに留める計画を踏襲し、遊休農地面積(B)は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した法第32条第1項第1号又は2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入した。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○農地法第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産

省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の実施時期に関わらず日常的に実施する。

○「利用意向調査」の意向を踏まえ、農地法第34条に基づく「農地の利用関係の調整」を行う。

○利用状況調査の結果は「農地情報」としてHPにおいて公開するよう努め、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

○「利用意向調査」で農地中間管理機構を利用する意思表示があった場合は、農地法第35条第1項に基づき「農地中間管理機構等による協議の申し入れ」等の手続きを行う。

③非農地判断について

○「利用状況調査」の結果再生利用が困難と区分された農地については、地域別検討会で協議し、農業振興地域整備計画との整合性を図り、総会において「非農地判断」について審議する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
当初 (平成31年2月)	2,850ha	399.4ha	14.01%
現状 (令和3年3月)	2,822ha	504.8ha	17.88%
到達目標 (令和7年4月)	2,817ha	516.8ha	18.34%

※数値の考え方

集積面積（B）については、「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画」における現状（平成31年2月現在）集積面積399.4haから3年後までに各旧4町年1ha集積するとした農地利用の集積・集約化目標を踏襲し到達目標を設定した。（1ha×旧4町＝4ha/1年増）

現状の集積面積（B）は、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」における現状（令和3年2月現在）とした。

（2）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

○農業委員、推進委員の連携により、集落や地域が抱える農業の問題を解決するため、「地域計画」の作成・見直しの話し合いに積極的に参画する。

②農地中間管理機構等との連携について

○農業委員会は、南丹市、農地中間管理機構等関連機関と連携し、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえ利用調整を行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

○地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への集積が可能な地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整と利用権の再設定を推進する。

また、担い手への権利設定や集積が困難な地域でも、南丹市や農地中間管理機構等関連機関と連携し、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れなど地域に応じた取り組みを推進する。

（3）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入者の促進について

（1）新規参入の促進目標

	新規参入（個人・法人）	新規参入目標面積
当初 （平成31年2月）	10経営体	3ha

現状 (令和3年3月)	38経営体	11.5ha
到達目標 (令和7年4月)	68経営体	20.5ha

※目標は累積の数値とする。

新規参入経営体については、当初目標設定時「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画」における現状(平成31年2月現在)計画10経営体3haから、3年後までに30経営体が参入9ha増とするとしたことを踏襲し到達目標を設定した。

現状の新規参入経営体は、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」における新規参入の状況3ヶ年(平成30年度～令和2年度)の合計とした。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

○南丹市、京都府南丹農業改良普及センター、京都府農業会議等と連携し、南丹市内の農地借入れ意向のある参入希望者(法人を含む)の情報を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②農業委員によるフォローアップ活動について

○農業委員及び推進委員は、新規参入者(個人、法人)が地域との繋がりを良好に保ち、安定した営農ができるよう継続的なサポートを行う。